

成瀬地区自治会連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、成瀬地区自治会連合会と称する。

(単位自治会の連合)

第2条 本会は、成瀬地区の単位自治会による連合会とする。

(主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、伊勢原市成瀬公民館に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、市行政との連携のもとに、単位自治会相互の連携・協調を図り、一致協力して地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定例会の開催
- (2) 体力づくり振興会への支援
- (3) 青少年健全育成協議会への支援
- (4) 成瀬地区コミュニティセンター運営の協力
- (5) その他、必要と認めた事業

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める単位自治会の会長とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 代表 | 1人 |
| (2) 副代表 | 1人 |
| (3) 会計 | 1人 |
| (4) 監事 | 1人 |

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と代表、副代表及び会計は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の出納業務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(総会種別)

第12条 本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員承認
- (2) 事業計画及び予算承認
- (3) 事業報告及び決算承認
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会開催)

第15条 通常総会は、年度決算終了後1箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の過半数から会議の目的に当たる事項を示して請求があったとき。

(総会招集)

第16条 総会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会議長)

第17条 総会議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会定足数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(総会議決)

第19条 総会議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員議決権)

第20条 会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。

(総会委任)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、議長または代理人に委任す

ることができる。

- 2 前項の場合における第 18 条の規定の適応については、その会員は出席したものととする。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名捺印しなければならない。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約は、総会の決議を得なければ変更することができない。

(附則)

1. この申し合わせ事項は、平成 10 年 6 月 27 日 から施行する。
2. この申し合わせ事項は、平成 11 年 4 月 2 日 から施行する。
3. この申し合わせ事項は、平成 14 年 4 月 1 日 から施行する。
4. この申し合わせ事項は、平成 23 年 6 月 24 日 から施行する。
5. この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。